

(仮称) 世羅町学校給食センター整備運営事業

募 集 要 項

令和5年2月13日

世 羅 町 教 育 委 員 会

<目次>

1	事業概要	1
(1)	事業内容に関する事項	1
(2)	事業の内容	2
2	応募者に関する条件	5
(1)	応募者の構成	5
(2)	応募者の備えるべき参加資格要件	6
(3)	地域経済への配慮	9
(4)	参加資格要件の喪失	9
(5)	特別目的会社の設立等	10
3	事業者の募集及び選定に関する事項	11
(1)	募集及び選定方法	11
(2)	募集及び選定スケジュール	11
4	応募に関する事項	12
(1)	参加手続き	12
(2)	応募に関する留意事項	16
(3)	本町の支払総額の上限価格	17
5	優先交渉権者の決定	18
(1)	優先交渉権者の決定	18
(2)	審査結果の通知	18
(3)	審査結果等の公表	18
6	提案に関する条件	19
(1)	立地条件等	19
(2)	事業者が行う業務	19
(3)	業務の委託	20
(4)	事業者の収入	20
(5)	本町による事業の実施状況及びサービス水準の監視.....	20
(6)	保険	20
(7)	本町と事業者の責任分担	20
7	契約に関する事項	22
(1)	契約手続き	22
(2)	事業契約の概要	22
(3)	契約金額	22

(4)	契約の保証	2 2
(5)	事業者の事業契約上の地位	2 2
(6)	契約金額の内訳の公表	2 2
8	その他	2 3
(1)	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	2 3
(2)	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	2 3
(3)	情報公開及び情報提供	2 4
(4)	募集要項等に関する問い合わせ先	2 4

1 事業概要

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名

(仮称) 世羅町学校給食センター整備運営事業 (以下、「本事業」という。)

イ 公共施設の管理者名称

世羅町長 奥田 正和

ウ 事業の目的

現在、世羅町 (以下、本町と言う。) の2つの学校給食施設は、配管をはじめ設備の老朽化も進んでおり、「学校給食衛生管理基準 (文部科学省)」への適合が課題となっている。また、本町内の3つの保育所の給食調理室の施設・設備の老朽化も進んでおり、抜本的な対応が必要な時期となっている。

このような課題を踏まえて、本町では令和3年9月に「世羅町学校給食基本構想」を策定し、老朽化している世羅学校給食センターを新設し、併せてせらにし学校給食センターを統合する形で、新学校給食センターを整備し、安全で安心な給食提供を継続することを目的とする。

エ 本事業の基本的事項 (コンセプト)

本事業は次の基本的事項に基づいて実施するものとする。

(ア) 施設整備の必要性について

世羅学校給食センターは建築・設備の老朽化も進んでおり、「学校給食衛生管理基準 (文部科学省 平成21年4月)」に適合しない部分が多くある。児童生徒の安全安心な給食提供を継続するため、新たな学校給食施設の早急な整備が求められる。また、せらにし学校給食センターについては、将来にわたり本町内全体へ安定的に給食提供を行う観点から、世羅学校給食センターの新設と合わせて2施設を統合することが望ましい。

(イ) 施設の機能について

学校給食法 (昭和29年法律第160号) の掲げる目標に基づいて安全安心な給食提供を行うため、ドライシステム・部屋単位での作業区域区分・交差等が発生しない作業動線の確保等、HACCP対応及び学校給食衛生管理基準に基づく施設を整備する。

(ウ) 施設の規模について

本町の児童生徒は減少傾向となっているが、「世羅町人口ビジョン（後期）」を基にした推計では、将来的には800名程度で推移する見通しである。そのため、小学校及び保育所の児童生徒数に教職員数を加えた最大1,200食程度の規模の施設を想定する。

(エ) 設置場所について

大量調理施設衛生管理マニュアル及び学校給食衛生管理基準に基づき、調理後2時間以内の喫食を可能とするため、配送時間はおおむね30分を目途として、設置場所を検討する。また、インフラの整備状況や周辺民家等への影響にも配慮して建設予定地を決定する方針とする。

(オ) 「世羅町らしい」給食の在り方について

本町は立地や気候に恵まれ、米、野菜、果物の生産が盛んである。これらを生かし、米飯による完全給食を実施するとともに、給食材料の高い地元産率を堅持し、より栄養価が高く美味しい給食提供をめざす。また、学校・保育所と学校給食センターが連携して、食を通じた地域学習や生産者との交流、給食調理の見学をはじめとした食育推進の拠点としての整備をめざす。

(2) 事業の内容

ア 事業概要

- ① 事業用地：広島県世羅郡世羅町大字本郷833-1他3筆
- ② 敷地面積：約3,360㎡
- ③ 供給能力：1,200食／日程度

イ 事業方式

本事業における施設の整備・運営は設計施工運営一括発注方式（DBO方式（Design:設計、Build:施工、Operate:運営））により実施するものとし、本町は、施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和22年3月31日 までとする。

エ 事業の範囲

事業者及び本町が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 事業者が行う業務

① 施設整備業務

- (a) 事前調査業務及びその関連業務
- (b) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (c) 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (d) 工事監理業務
- (e) 調理設備等調達業務
- (f) 調理備品等調達業務
- (g) 事務備品調達業務
- (h) 近隣対応・対策業務

② 開業準備業務

③ 維持管理業務

- (a) 建物維持管理業務
- (b) 建築設備維持管理業務
- (c) 調理設備維持管理業務
- (d) 外構等維持管理業務
- (e) 清掃業務
- (f) 警備業務

④ 運営業務

- (a) 日常の検収業務
- (b) 給食調理業務
- (c) 洗浄等業務
- (d) 配送及び回収業務
- (e) 残渣等処理業務
- (f) 調理備品等更新業務
- (g) 配送車両調達・維持管理業務
- (h) 水道料金の負担、支払い
- (i) 献立作成支援業務
- (j) 食育支援業務

(イ) 本町が行う業務

- (a) 食材調達業務
- (b) 食材検収業務
- (c) 食数調整業務
- (d) 検食業務
- (e) 献立作成・栄養管理業務
- (f) 衛生管理・調理指示業務
- (g) 給食費徴収管理業務
- (h) 配送先の調整業務
- (i) 学校配膳室業務
- (j) 食育業務
- (k) 広報業務
- (l) 本町職員用事務室に関する引越し業務
- (m) 光熱費の負担、支払

オ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令、基準等）及び町の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

カ 事業の実施スケジュール

事業スケジュール(予定)は、概ね次のとおりである。

時期	内容
令和5年8月	事業契約締結
令和5年8月～令和6年12月（約17ヶ月間）	設計・建設期間
令和7年1月	本施設の所有権移転
令和7年2月～3月（約2ヶ月間）	開業準備期間
令和7年4月～令和22年3月（約15年間）	維持管理・運営期間

2 応募者に関する条件

(1) 応募者の構成

ア 応募者の構成と定義

応募者は、設計業務を実施する者（以下、「設計企業」という。）、建設業務を実施する者（以下、「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する者（以下、「工事監理企業」という。）、調理設備・調理備品等を調達・設置する者（以下、「調理設備企業」という。）、維持管理業務を実施する者（以下、「維持管理企業」という。）及び運営業務を実施する者（以下、「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下、「構成員」という。）のグループ（以下、「参加グループ」という。）により構成されるものとする。

イ 構成員等の明示

応募者は、参加資格審査書類の提出時に、構成員を明示するものとする。

ウ 複数業務の実施

応募者の構成員が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ）。

エ 複数応募の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員になることはできない。

なお、本町が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員（代表企業を除く）が、事業者の一部業務等を受託することは可能とする。

オ 応募者の変更及び追加

参加資格確認基準日以降、応募者の構成員の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該応募者を優先交渉権者決定のための審査の対象から除外する。また、参加資格確認基準日以降の応募者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に本町と協議を行い、本町が指定する書類を本町に提出することにより申請を行った場合は、構成員の変更等を認めることがある。

(ア) 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

本町は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

(イ) 提案審査書類提出日から優先交渉権者決定日まで

本町は、提案審査書類提出日以降に応募者の構成員（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で、応募者が構成員の変更（参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。

(2) 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員は、以下のア、イで規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について事業選定委員会の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

ア 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）でないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続き開始の申し立て、又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正11年法律第71号）の規定による破産申し立てがなされている者でないこと。

- ④ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、世羅町競争入札に参加する者に必要な資格及び審査の申請手続きに関する規程 に基づく入札指名除外期間中でないこと。
- ⑥ 事業選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本金面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び世羅町暴力団排除条例（平成23年6月16日条例第11号）第2条第2項並びに第3項のいずれにも該当しないこと。
- ⑧ 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑨ 本町において本町税を滞納している者でないこと。
- ⑩ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑪ 本事業についてアドバイザー業務に関わる以下のもの又はこれらの者と資本金面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

株式会社日建設計総合研究所

株式会社YMF G Z O N E プラニング

弁護士法人関西法律特許事務所

イ 個別の参加資格要件

構成員のうち①から⑥の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。
なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、③にあたる者及びその関連会社が、②を行うことはできない。

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、ア及びイの要件を全ての企業が満たし、かつウ、エの要件はそれぞれいずれか1者以上が満たしていること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿（令和4年度及び令和5年度）及び、世羅町入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿）に登載されていること。

ウ 国、地方公共団体が発注した延床面積1,500㎡以上の公共施設（平成24年4月以降に竣工したものに限る）の実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。

エ HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績若しくはドライシステムの学校給食施設の設計実績を有していること。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、ア及びイの要件を全ての企業が満たし、かつウ、エの要件はそれぞれいずれか1者以上が満たしていること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿（令和4年度及び令和5年度）及び、世羅町入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿）に登載されていること。

ウ 国、地方公共団体が発注した延床面積1,500㎡以上の公共施設（平成24年4月以降に竣工したものに限り）の工事監理業務の実績を有していること。

エ HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の工事監理実績若しくはドライシステムの学校給食施設の工事監理実績を有していること。

③ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、アの要件を全ての企業が満たし、かつイ、ウ、エの要件はそれぞれいずれか1者以上が満たしていること。

ア 広島県建設工事等入札参加資格者名簿（令和4年度及び令和5年度）及び、世羅町建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

ウ 広島県建設工事等入札参加資格者名簿の業種区分ごとの等級が、参加資格確認基準日において、建築一式工事B以上であること。

エ 国、地方公共団体が発注した延床面積1,500㎡以上の公共施設（平成24年4月以降に竣工したものに限り）の施工業務を元請として履行した実績を有していること。

④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、次の要件を満たしていること。

ア 世羅町役務（業務委託）入札参加資格者名簿に登載されていること。

⑤ 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、アの要件を全ての企業が満たし、かつイの要件はそれぞれいずれか1者以上が満たしていること。

ア 世羅町役務（業務委託）入札参加資格者名簿に登載されていること。

イ ドライシステムの学校給食施設において1,000食/日以上を提供能力のある施設の運営実績を有すること。

なお、保育所・幼稚園の給食施設において施設の運營業務の実績を有する者は審査基準において加点評価の対象とすることを想定している。

⑥ その他業務を行う者

その他企業は、次の要件を満たしていること。

ア 世羅町入札参加資格者名簿に登載されていること。

(3) 地域経済への配慮

応募者は、構成員に、本町内又は県内に本社・本店を有する企業を置く地元企業を加えるように努めること。また、本町内に本社・本店を有する企業へ、建設工事費用の20%以上を発注すること。なお、調理従業員を本町内から優先的に雇用することや、既存の給食センターや保育所の調理従業員の雇用継続、必要な資機材・消耗品等を地元企業から調達することなど、地元企業の育成や地域経済の振興に配慮すること。

地元企業の参画や育成、地域経済の振興に対する取組みの状況に応じて、審査基準において加点評価の対象とすることを想定している。

(4) 参加資格要件の喪失

参加資格を有すると認められた応募者の構成員のいずれかの者が、参加資格確認申請の提出日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

(ア) 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間

当該期間に応募者の構成員が、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として失格とする。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、本町

と協議のうえ、本町が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

なお、構成員の除外は当該企業の除外後も応募者が参加資格要件を満たす場合のみ認めることとする。

(イ) 優先交渉権者決定日から契約締結日までの間

当該期間に応募者の構成員のいずれかの者に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、本町は仮契約を締結せず、又は、仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は、仮契約を解除しても、本町は一切責を負わない。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、本町と協議のうえ、本町が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、本町は変更後の応募者と仮契約を締結できるものとする。

(5) 特別目的会社の設立等

構成員のうち、運営企業を代表企業として定め、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、本町との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、本町への書類提出及び本町からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。なお、本事業に係るSPC（特別目的会社）の設立は不要とする。

3 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定方法

本事業では、本施設の設計、建設、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の幅広い能力やノウハウを活かした効率的かつ効果的な事業実施が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、事業者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

なお、本町は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(2) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	事業スケジュール
令和5年 2月13日	募集要項等の公表
2月13日～24日	募集要項等に関する第1回質問受付
3月3日	募集要項等に関する第1回質問に対する回答公表
3月14日	参加資格審査書類の受付締切
3月20日	参加資格審査結果の通知
3月28日	現地見学会
4月7日	募集要項等に関する第2回質問受付
4月14日	競争的対話の実施
4月19日	募集要項等に関する第2回質問に対する回答公表
5月12日	提案審査書類の受付
5月下旬	提案書に関する事業者ヒアリング (プレゼンテーション含む)
6月中旬	優先交渉権者の決定・公表
7月中旬	基本協定締結
7月下旬	仮契約締結
8月上旬	事業契約締結（臨時議会を想定）

4 応募に関する事項

(1) 参加手続き

ア 募集要項等に関する第1回質問受付・回答

募集要項等の内容に関して、以下のとおり質問を受け付ける。なお、提出された質問・意見のうち、本町が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(ア) 受付期間

令和5年2月13日（月）から令和5年2月24日（金）午後3時まで

(イ) 提出先

世羅町 学校教育課 学校教育係

(ウ) 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式0-1）に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(エ) 回答の公表

募集要項等に関する第1回質問に対する回答を令和5年3月3日（金）に本町ホームページにおいて公表する（質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは除く）。

イ 参加資格審査書類の受付

本事業へ参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書（以下、「参加表明書等」という。）を以下のとおり提出しなければならない。

(ア) 受付期限

令和4年3月13日（月）から令和4年3月14日（火）午後5時まで

(イ) 提出先

世羅町 学校教育課 学校教育係

(ウ) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。なお、持参する場合は、前日までに8（4）の問い合わせ先へ連絡の上、提出時間等を調整すること。

ウ 参加資格審査結果の通知

本町は、提出された参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、以下に示す参加資格確認基準日までに当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(ア) 参加資格確認基準日

令和5年3月20日（金）

(イ) 確認結果の通知

参加資格確認の結果は、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

(ウ) 参加資格の取消し

参加資格があると認められた者であっても、本町に提出した書類又は電子ファイル等に虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

エ 参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面（任意様式）により本町に説明を求めることができる。

(ア) 受付期間

参加資格確認結果の通知から7日以内

(イ) 提出先

世羅町 学校教育課 学校教育係

(ウ) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。

(エ) 参加資格がないと認めた理由の回答

参加資格がないと認めた理由の説明請求の受付後、7日以内に行う。

オ 現地見学会

参加資格があると認められた者で希望する者は、既存学校給食センター（世羅学校給食センター・せらにし学校給食センター）の見学をすることができる。

(ア) 開催日

令和5年3月28日（火） ※詳細は申込後連絡する。

(イ) 申込方法

参加申請書類の受付時に、以下の内容を記載して任意書式で提出すること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・参加人数（最大10名まで）・代表者名・連絡先（メールアドレス及び電話番号） |
|--|

(ウ) 留意事項

現地見学会の参加にあたっては、各自で移動手段を確保するとともに、各自で体調管理（発熱・下痢等のないこと）を行い、体調が優れない場合は参加を控えること。また、当日現地にて参加者全員の検便検査（腸内細菌検査）の結果が陰性であることの証明書類を提出すること。

なお、調理場内への立ち入りにあたっては、白衣・衛生帽子・マスク・厨房靴（消毒済みの靴・スリッパも可）を持参のうえ着用すること。

カ 募集要項等に関する第2回質問受付

募集要項等の内容に関して、以下のとおり質問を受け付ける。なお、提出された質問・意見のうち、本町が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(ア) 受付期間

令和5年4月6日（木）から令和5年4月7日（金）午後3時まで

(イ) 提出先

世羅町 学校教育課 学校教育係

(ウ) 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式0-1）に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(エ) 回答の公表

募集要項等に関する第2回質問に対する回答を令和5年4月19日（水）に本町ホームページにおいて公表する（質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは除く）。

キ 募集要項等に関する競争的対話の実施

本町と資格審査通過者との意思疎通を図るとともに、本町のニーズの的確な理解を目的に、募集要項等に関する第2回質問等を基に、個別に対話を行う。参加申込は、資格審査を通過した応募者の代表企業が行うものとする。

競争的対話における質問に対する回答は、原則として公表とする。ただし、提案内容の漏洩に繋がる可能性のあるもの等は一部非公表とする可能性がある。

(ア) 開催日時

令和5年4月14日（金）

開催時間は、申込があった代表企業に対し別途通知する。なお、対話時間は1時間程度を想定している。

(イ) 開催方法

WEB会議システム（Zoom）を用いてオンラインで行う。

(ウ) 参加申請

参加を希望する応募者は、令和5年4月7日（金）午後3時までに「競争的対話に関する質問書（様式0-2）」に対話を希望する内容を提出すること。

ク 提案審査書類の受付

資格審査通過者に対し、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たり、本町が必要と判断した場合は、応募者に対して個別に確認を行うこともある。

(ア) 受付期間

令和5年5月11日（木）から令和5年5月12日（金）午後5時まで

(イ) 提出書類

提案審査書類の作成方法は、様式集に従うこと。

(ウ) 提出先

世羅町 学校教育課 学校教育係

(エ) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。なお、持参する場合は、必ず前日までに8（4）の問い合わせ先へ連絡の上、提出時間等を調整すること。

ケ 提案に関するヒアリング等

提案書の内容の確認のために、応募者に対するヒアリングを令和5年5月下旬に実施する。具体的な日時及び実施方法は、後日、本町より代表企業に対して通知する。

コ 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定並びに公表

提案書について選定審査委員会で総合的に評価を行い、本町は、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、応募者に通知するとともに公表する。

サ 優先交渉権者との交渉と事業契約の締結

本町は、選定した優先交渉権者と契約内容の詳細について協議し、事業契約に関する議会の議決を経た後、事業契約を締結する。協議が調わなかった場合、次点交渉権者と協議を行う。

(2) 応募に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾のうえ、応募に参加すること。

イ 費用負担

提案に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において世羅町情報公開条例に基づき公表が必要と認めるときは、本町は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本町が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

エ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うこととする。

オ 本町からの提示資料の取扱い

本町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

カ 応募書類の変更禁止

応募書類の変更、差替え、再提出は原則として認めない。ただし、本町が認めた場合はこの限りではない。

キ 使用する言語、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

ク 応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- (ア) 参加資格要件の無い応募者が行った応募
- (イ) 「参加表明書」に記載されたグループ代表企業以外の者が行った応募
- (ウ) 応募者の記名及び押印を欠く応募、又は応募事項を明示しない応募
- (エ) 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
- (オ) 誤字、又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- (カ) 同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた応募
- (キ) その他募集要項等において示した条件等応募に関する条件に違反した応募

ケ その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

(3) 本町の支払総額の上限価格

3,100,000,000 円（現在価値換算前の実額ベースで、消費税及び地方消費税を含む。）なお、本町の算定根拠は公表しない。

5 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者の決定

ア 審査は、審査基準書に従い参加資格確認及び提案審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は審査基準書に示す。

イ 提案審査のうち性能審査及び価格審査については、選定委員会において比較検討を行い、最優秀提案を選定する。

ウ 本町は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉権者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

(3) 審査結果等の公表

審査結果及び審査講評については、本町ホームページにおいて公表する。

6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりある。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格となる。

(1) 立地条件等

ア 敷地条件

項目	内容
建設予定地	広島県世羅郡世羅町大字本郷 833-1 他 3 筆
敷地面積	約 3,360 m ²
用途地域等	都市計画区域 用途地域指定なし
建蔽率	70%
容積率	400%
土地の所有者	世羅町

イ 規模及び機能

項目	内容
構造	事業者提案による
延床面積	事業者提案による
調理能力	給食提供用 1,200 食/日程度 (アレルギー対応食 35 食/日を含む。)
献立方式等	小学校・中学校：1 献立制 保育所：1 献立制 ① 小・中学校は副食 3 品の調理を行う。 ② 保育所は副食 4 品の調理を行う。 ③ 飲用牛乳は別途委託業者にて学校へ直送する。 ④ アレルギー対応食の提供を行う。アレルギー対応食は、上記 ①②の献立を基本に除去食又は代替食を提供する。対応アレル ゲンは特定原材料等 28 品目とする。

(2) 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、1 (2) エ事業の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

(3) 業務の委託

事業者は、応募書類に示したとおり、構成員に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、本町の承諾を得た場合に限り、応募書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

(4) 事業者の収入

本町は、事業者に対し、本施設の設計・建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価として、サービス購入費を支払う。支払方法、支払時期については、基本契約書（案）及び設計監理工事請負契約書（案）、維持管理運営委託契約書（案）（以下、事業契約書（案）という。）を参照すること。

なお、維持管理・運営に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとし、固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理員人件費が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、事業契約書において定める。

(5) 本町による事業の実施状況及びサービス水準の監視

本町は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

事業者が提供する本事業のサービスが本町の要求水準を満たしていない場合には、基本的に、事業契約書に基づきサービス購入費を減額する。詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

(6) 保険

事業契約書（案）を参照すること。

(7) 本町と事業者の責任分担

ア 基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、本町と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、本町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本町がそのすべて又は一部を負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

7 契約に関する事項

(1) 契約手続き

ア 本町と維持管理・運営業務を担う事業者は、本事業の実施に関する包括的な契約としての基本契約を締結する。

イ 本町と建設企業は、本施設の設計・施工業務に関する建設請負契約を締結する。

ウ 本町と維持管理・運営企業は本施設の維持管理・運営業務に関する運営委託契約を締結する。

(2) 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

(3) 契約金額

契約金額は、提案価格に消費税相当額を加えた金額とする。

(4) 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

(5) 事業者の事業契約上の地位

本町の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

(6) 契約金額の内訳の公表

本町は、優先交渉権者との契約金額の内訳について、本町が必要と判断した場合において、当該金額を公表することがある。公表する金額は、提案価格内訳書（様式A-3-2）に示された項目及び金額とする。

8 その他

(1) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

ア 法制上及び税制上の措置

本事業を行うために必要な土地は本町の行政財産であり、本町はこれを事業者は無償で使用させる。また、本町は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に協力する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

イ 財政上及び金融上の支援

(ア) 交付金及び地方債等

本町は、本事業において交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

(イ) その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、本町はこれら支援を事業者が受けることができるよう努める。なお、本町は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

(2) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

ア 事業の継続に関する基本的考え方

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、本町及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

イ 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(ア) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本町は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本町は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本町は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、本町は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(イ) 本町の責めに帰すべき事由の場合

- ① 本町の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 前号により事業契約が解除された場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(ウ) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他本町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、本町と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知をおこなうことにより、事業契約を解除することができる。
- ③ 前号により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、事業契約書（案）を参照のこと。

(エ) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

(3) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、本町情報公開条例に基づき提出書類を開示することがある。

また、本事業に関する情報提供は、本町ホームページ等を通じて適宜行う。

(4) 募集要項等に関する問い合わせ先

本募集要項等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

世羅町学校教育課学校教育係（担当：正田・山下）

住所 : 〒722-1111 広島県世羅郡世羅町大字寺町1158番地3

電話 : 0847-22-0548

FAX : 0847-22-2766

E-mail : gakkou@town.sera.hiroshima.jp

ホームページアドレス

<https://www.town.sera.hiroshima.jp/site/kensetukoujikoukoku/>